

○上天草市体育施設設置及び管理に関する条例

平成16年3月31日条例第177号

別表（第6条関係）

	施設名	区分	使用料（1時間当たり）					
			照明未使用		照明片面使用		照明全面使用	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
地区 グラウンド	教良木河内山村広 場 姫戸運動広場 龍ヶ岳グラウンド	全面	200円		1,200円		2,200円	
		片面	100円		1,100円		2,100円	
地区 体育館	阿村体育館	全面	500円	800円			600円	900円
	阿村第2体育館	片面	300円	600円			350円	650円
	樋合体育館							
	教良木河内山村広 場体育館							
	牟田体育館							
	樋島体育館							
	大道体育館							
	上北体育館	全面	500円	1,000円			600円	1,100円
		片面	300円	600円			350円	650円
		1／3面	200円	400円			250円	450円
1／3面 ごとの追 加料		100円	200円			150円	250円	
龍ヶ岳体育館	全面	800円	1,600円			900円	1,700円	
	片面	400円	800円			450円	850円	

		1 / 6 面	200円	400円		250円	450円
		1 / 6 面 ごとの追 加料	100円	200円		150円	250円

備考

- 1 市内の小学校、中学校、高等学校又は専門学校が、授業又は部活動で使用する場合は、原則として無料とする。ただし、使用については一般利用者が優先するものとする。
- 2 学校行事の一環として使用する市内及び市外の小・中・高校生の使用料は、表により算出した金額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 入場料を徴収するアマチュア団体の使用料は、表により算出した金額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 営利（第4条第4号に規定する直接的な物品販売を除く。）を目的とする利用に関する使用料は、表により算出した金額に100分の500を乗じて得た額とする。
- 5 市外利用者が、市内の宿泊施設に宿泊する場合の使用料は、市内利用者の使用料と同額とする。
- 6 使用料には消費税及び地方消費税を含む。